

# 1.届出・手続き

市民窓口課 (TEL:0823-25-3161)

## (1) 住民票 ～住所の手続き～

①～④の理由で「在留カード」に新しい住所が書かれていない方は、理由が生じてから 14 日以内に、呉市役所市民窓口課または、各市民センターで住所の登録手続きをしてください。

### ①入国し、新しいカードを交付された

※手続きに必要なもの

- 在留カード及びパスポート
- 「世帯主」との関係を証明する書類及び日本語訳文（日本人ではない家族と住む人）

### ②「在留カード資格変更許可」を受け呉市に住むことになった

※手続きに必要なもの

- 在留カード及びパスポート
- 「世帯主」との関係を証明する書類及び日本語訳文（日本人でない家族と住む人）

### ③他の市町村から呉市へ引越してきた（転入）

※手続きに必要なもの

- 転出証明書またはマイナンバーカード
- 在留カード
- マイナンバーカード（ある人のみ）
- 介護保険証（ある人のみ）

### ④呉市内で引越をした（転居）

※手続きに必要なもの

- 国民健康保険証（加入者のみ）
- 在留カード
- マイナンバーカード（ある人のみ）
- 介護保険証（ある人のみ）

呉市から他市へ引越をする人は、呉市役所や各市民センターで「転出」の手続きをし、新しい住所に引越後、14 日以内に「転入」の手続きをしてください。

※手続きに必要なもの

- 国民健康保険証（加入者のみ）
- 介護保険証（ある人のみ）
- 後期高齢者医療被保険者証（加入者のみ）
- 在留カード

# 1.報告・手続

市民窓口課 (電話:0823-25-3161)

## (1) 居民卡 ～住所的手续～

因①～④的理由，在留卡上没有写上最新住址的人，在其理由产生的 14 天以内，请到吴市市政府市民窓口课或各个市民中心办理住所登录手续。

### ①入境，发给新卡时

※办手续时需要的证件

- 在留卡及护照
- 和「户主」关系的证明资料及日文翻译（和家庭成员不是日本人，一起住的人）

### ②办理了「在留卡资格变更许可」并在吴市居住的

※办手续时需要的证件

- 在留卡及护照
- 和「户主」关系的证明书及日文翻译（和家庭成员不是日本人，一起住的人）

### ③从其他市町村搬入吴市居住的（迁入）

※办手续时需要的证件

- 迁出证明或个人编号卡
- 在留卡
- 个人编号卡（只有持有的人）
- 护理保险证（只有持有的人）

### ④在市内搬家的人（迁居）

※办手续时需要的证件

- 国民健康保险证（只有加入者）
- 在留卡
- 个人编号卡（只有持有的人）
- 护理保险证（只有持有的人）

从吴市搬迁到其他城市的人，在吴市市政府或各个市民中心办理「迁出」手续，请在搬到新住所 14 天以内，办理「迁入」手续

※办手续时需要的证件

- 国民健康保险证（只有加入者）
- 护理保险证（只有持有者）
- 后期高龄者医疗被保险证（只有加入者）
- 在留卡

## (2) 印鑑登録

市区町村に「印鑑（ハンコ）」を登録する手続きを印鑑登録といいます。

登録された印鑑を「実印」といい、不動産売買など重要な契約をするときに、「実印」や「印鑑登録証明書」が必要となります。

呉市に住民登録がある 15 歳以上の人が登録できます。

### 〈印鑑登録に必要なもの〉

- ・登録する「印鑑（ハンコ）」（文字や大きさなど条件があります）
- ・マイナンバーカード、在留カード、運転免許証などの、写真付きの身分証明書 1 点
  - 登録者本人が窓口に来られた場合は、すぐに「印鑑登録証（カード）」を交付します。

### 〈印鑑登録証明書〉

印鑑登録された「印鑑（ハンコ）」であることを証明するもの

- ・「印鑑登録証（カード）」を添えて申請してください。証明書を発行します。
- ※「印鑑（ハンコ）」は市役所や銀行などで手続きするときに、サインと同じ意味で使います。  
「印鑑（ハンコ）」は専門店で作ることができます。

## (3) 出生・結婚・死亡

市民窓口課（TEL:0823-25-3163）

日本に住む外国人が出産や結婚、死亡したときは、市役所と本国の「大使館」（または「領事館」）の両方に届出をする必要があります。

### 出生

子どもが生まれた日から 14 日以内に市役所に「出生届」を出します。

父も母も外国の国籍である場合、その子どもが日本で生まれたとしても、日本国籍を取得することはできません。このような場合、子どもの出生について本国の「大使館」（または「領事館」）へ届出をしてください。（詳しい手続きについては国によって違います。事前に大使館または領事館）に確認してください）また、30 日以内に「入国管理局」で「在留資格」を取る手続きをしてください。

## (2) 印章登録

在市、区、町及村登録「印章（手戳）」の手続き叫印章登録。

被登録的印章叫「実印」，在签订买卖不动产等重要契约时，需要「实印」或「印章登录证明书」。

在吴市住民登录 15 岁以上的人，可以登录。

### 〈登録印章时必要的证件〉

- ・登録的「印章（印）」（有文字的大小等条件的要求）
- ・个人编号卡，在留卡，驾照等带有照片的证件一份
  - 如果登录者本人来窗口，当时就可以发给「印章登录证（卡）」。

### 〈印章登录证明书〉

是证明「印章（手戳）」已经登录了的证明书

- ・用「印章登录证（卡）」进行申请。可发行证明书。
- ※「印章（手戳）」在市政府或银行办手续时，和签字具有同等效力。  
「印章（手戳）」可以在专门店铺里制作。

## (3) 出生・结婚・死亡

市民窓口課（电话：0823-25-3163）

在日本居住的外国人，在出生或结婚，死亡时，必须向市政府和本国的「大使館」（或「領事館」）提出报告。

### 出生

孩子生出日起 14 天以内，必须向市政府提出「出生报告」。

父母双方是外国国籍时，孩子虽然在日本出生，但不能取得日本国籍。此类情况，请将孩子的出生，向本国的「大使館」（或「領事館」）提出报告。（有关详细办理手续办法，因各国情况不同。请预先在大使館或領事館进行确认），另外，请在 30 天以内，在「出入国管理局」办理「在留資格」取得手续。

### 結婚

市役所に「婚姻届」「婚姻要件具備証明書※」を出します。

※本国の「大使館」（または「領事館」）で手続きをして取得します。外国語で書かれている書類を提出するときは、そのすべてに日本語の訳文をつける必要があります。結婚できる要件や必要な書類は、国によって違います。本国の「大使館」（または「領事館」）に確認のうえ、市役所に婚姻の届出をします。「出入国在留管理局」での手続きも必要です。

### 死亡

死亡の事実を知った日から 7 日以内に、親族や同居人が市役所に「死亡届」を出します。

同時に本国にも報告します。手続きの方法は「大使館」（または「領事館」）に確認してください。

亡くなった人の在留カードは、近くの「出入国在留管理局」に持参または郵送で返納します。

### 結婚

请向市政府提出「结婚报告」「本人无配偶证明书※」。

※请在本国的「大使馆」（或「领事馆」）里办理手续。请将用外国语书写的文件，全部翻译成日文。

能够结婚的条件或必要的文件，各国有所不同。请向本国的「大使馆」（或「领事馆」）确认后，在市政府进行结婚报告。同时在「出入国管理局」也必须办理手续。

### 死亡

知道死亡的事实发生的日子起 7 天以内，请亲戚或同居人向市政府提出「死亡报告」。

#### 〈出生・結婚・死亡に関する届出〉

届出の種類	届出人	必要なもの
出生届 (生まれた日を含め 14 日以内)	原則父か母	<input checked="" type="checkbox"/> 届出書 (出生証明書添付) 1 通 <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳
婚姻届 (届出の日から効力が生じます)	夫および妻 (成人の承認 2 人の署名・押印が必要)	<input checked="" type="checkbox"/> 届出書 1 通 <input checked="" type="checkbox"/> 未成年が結婚する場合は父母の同意書 <input checked="" type="checkbox"/> 在留カード <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻要件具備証明書 (要日本語訳) <input checked="" type="checkbox"/> その他あなたの国の法律で必要なもの
死亡届 (死亡の事実を知った日から 7 日以内)	親族・同居人など	<input checked="" type="checkbox"/> 届出書 (死亡診断書添付) 1 通

#### 〈有关出生・結婚・死亡的报告〉

报告类别	报告人	需要文件
出生报告 (包括出生日在内的 14 天以内)	原则上父亲或母亲	<input checked="" type="checkbox"/> 报告书 (付出生证明书) 1 份 <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手册
结婚报告 (从报告日起生效)	丈夫及妻子 (需要成年证人 2 人的签名・盖章)	<input checked="" type="checkbox"/> 报告书 1 份 <input checked="" type="checkbox"/> 未成年者，结婚时需要父母的同意书 <input checked="" type="checkbox"/> 在留卡 <input checked="" type="checkbox"/> 本人无配偶证明书。(需要日文翻译) <input checked="" type="checkbox"/> 其他，所在国法律必须的文件
死亡报告 (知道死亡事实日起的 7 天以内)	亲戚・同住人等	<input checked="" type="checkbox"/> 报告书 (附有死亡诊断书) 1 份

## (4) マイナンバー（個人番号）カード

市民窓口課（TEL:0823-25-5698）

「マイナンバー」とは、住民票を持つすべての人に、1人1つの番号が与えられる制度です。

「マイナンバー（個人番号）カード」は、暮らしに便利なICチップ付きのカードです。

呉市に住民票があり、申請した人にはマイナンバーカードが交付されます。

### 〈記載事項〉

表面：住所、氏名※、生年月日、性別、顔写真、有効期限

※住民票に通称が記載されている場合は、氏名と通称の両方が記載されます。

裏面：マイナンバー

### 〈有効期間〉

「マイナンバー（個人番号）カード」は発行日から10回目の誕生日まで（未成年は5回目の誕生日まで）

※在留期間の定めがある中长期在留者のカードは、発行日から在留期間の満了日まで

### 〈どんなときに使うのか〉

- ・公的な身分証明書として使う
- ・所得税の申告をオンラインで行う
- ・子どもに関する手当や保育園に入るための申請をオンラインで行う
- ・コンビニエンスストアで住民票の写しなどを取得する（6:30～23:00）  
ただし、12月29日～1月3日及びシステムメンテナンス作業日は利用不可
- ・健康保険証として使う
- ・年金・子育ての手当、医療サービスを受けるとき
- ・海外にお金を送るとき、また、海外からお金を受け取るとき
- ・銀行で口座をつくるとき

### 〈申請方法〉

- ・初めて申請するときは、無料で申請できます。交付申請書を使って以下の方法で申請できます。

## (4) 个人编号卡

市民窓口課（电话：0823-25-5698）

「个人编号」是指，凡是拥有居民卡的人，赋予每人一个编号的制度。

「个人编号卡」是附有IC芯片，为生活上提供方便的卡。在吴市有居住卡的人，经申请会发给个人编号卡。

### 〈记载事项〉

表面：住所、姓名※、生日、性别、正面照片、有效期  
※居住卡上记载着通称时，姓名和通称都会被记载在其上。

背面：个人编号。

### 〈有效期〉

「个人编号卡」从发行日期至第10次的生日为止（未成年者至第5次的生日为止）

※在留期为中长期的人士的个人编号卡的期限为，发行日起至在留期期满日止

### 〈什么时候使用呢〉

- ・可作为正式的身份证明证件使用
- ・在线申告所得税时使用
- ・在线申请，有关孩子的补贴或申请上保育園。
- ・在便利店获取住民票等的复制件（6:30～23:00）  
但是，12月29日～1月3日及系统维护日，不能获取居民卡等的复制件。
- ・作为健康保险证使用
- ・接受退休金・育儿补贴，医疗服务时
- ・往海外汇款时，取从海外来的汇款时
- ・开设银行账户时

### 〈申请方法〉

- ・第一次申请时，免费申请。使用发给申请书，可用以下方法申请。

- ① スマートフォンで申請  
スマートフォンで顔写真を撮影し、交付申請書のQRコードから申請書WEBサイトにアクセス
- ② 郵便で申請  
交付申請書に顔写真を貼り、必要事項を記入し、送付用封筒に入れてポストへ投函

**〈マイナンバー制度に関する問い合わせ先（外国語専用）〉**

**マイナンバー総合フリーダイヤル**

0120-0178-27

対応言語：英語、中国語、韓国語、  
スペイン語、ポルトガル語  
対応時間：平 日 9:30～20:00  
土日祝 9:30～17:30  
(年末年始、12月29日～  
1月3日を除く)

**個人番号カードコールセンター（全国共通ナビダイヤル）**

0570-064-738

対応言語：英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語  
対応時間：全日 8:30～20:00  
(年末年始、12月29日～  
1月3日を除く)

**〈マイナンバー総合サイト〉**

英語： [kojinbango-card.go.jp/en/](http://kojinbango-card.go.jp/en/)  
中国簡体： [kojinbango-card.go.jp/zh-cn/](http://kojinbango-card.go.jp/zh-cn/)  
中国繁体： [kojinbango-card.go.jp/zh-tw/](http://kojinbango-card.go.jp/zh-tw/)  
韓国語： [kojinbango-card.go.jp/ko/](http://kojinbango-card.go.jp/ko/)  
スペイン語： [kojinbango-card.go.jp/es/](http://kojinbango-card.go.jp/es/)  
ポルトガル語： [kojinbango-card.go.jp/pt/](http://kojinbango-card.go.jp/pt/)

- マイナンバーカードは、失くさないようにしてください。
- マイナンバーカードを紛失した場合は、「マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-0178-27)」に電話をしてください。

- ① 使用智能手机申请  
用智能手机，照正面照片，使用发给申请书上的二维码，登录申请书网页
- ② 用邮寄方式申请  
在发给申请书上贴上正面照片，填写必要事项，装入邮寄的专门信封中，投入信箱即可

**〈有关个人编号制度咨询处（外文专用）〉**  
**个人编号综合免费电话**

0120-0178-27

对应语言：英语、中文、韩文、西班牙语、葡萄牙语  
对应时间：平 常 9:30～20:00  
周六日及假日 9:30～17:30  
(年末年初、12月29日～1月3日除外)

**个人编号卡电话中心（全国通用的电话号码）**

0570-064-738

对应语言：英语、中文、韩文、西班牙语、葡萄牙语  
对应时间：全天 8:30～20:00  
(年末年初，除了12月29日～1月3日)

**〈个人编号卡综合网址〉**

英語： [kojinbango-card.go.jp/en/](http://kojinbango-card.go.jp/en/)  
中文簡体： [kojinbango-card.go.jp/zh-cn/](http://kojinbango-card.go.jp/zh-cn/)  
中文繁体： [kojinbango-card.go.jp/zh-tw/](http://kojinbango-card.go.jp/zh-tw/)  
韓 文： [kojinbango-card.go.jp/ko/](http://kojinbango-card.go.jp/ko/)  
西班牙语： [kojinbango-card.go.jp/es/](http://kojinbango-card.go.jp/es/)  
葡萄牙语： [kojinbango-card.go.jp/pt/](http://kojinbango-card.go.jp/pt/)

- 请不要将个人编号卡丢失
- 个人编号卡丢失时，请拨打「个人编号综合免费电话(0120-0178-27)」